



目次	ページ
告示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課）	1
○救急病院の認定（医療政策課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	1
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	2

告 示

高知県告示第360号

平成27年3月高知県告示第160号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

1の(1)中「教育・保育給付」を「教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付」に、「第2項」を「第2項（これらの規定を法第30条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、1の(11)中「第4項まで」を「第4項まで及び府令第47条」に改め、1中

「(14) (3)から(13)までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する事務」

を「(14) (3)から(13)までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に関する事務

(15) 同一の特定子ども・子育て支援提供者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定子ども・子育て支援提供者に対する助言その他の援助（法第58条の7第2項において準用する法第37条第2項）

(16) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと市町村長が認める旨及

び市町村長が特定子ども・子育て支援提供者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理（法第58条の9第2項、第3項及び第6項）

(17) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったことの認定（法第58条の10第1項第2号）

(18) (15)から(17)までに掲げる事務のほか、特定子ども・子育て支援施設等及び特定子ども・子育て支援提供者に関する事務

に改める。」

高知県告示第361号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和元年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いずみの病院	高知市薊野北町二丁目10番53	令元・9・1	令4・8・31

高知県告示第362号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和元年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

ア MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

イ 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高知パワーセンター

高知市介良字長丁317-1 ほか

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
MULプロパティ株式会社	代表取締役 葛谷 悦敏	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目22番24号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
MULプロパティ株式会社	代表取締役 船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(4) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更については令和元年6月20日、大規模小売店舗を設置する者の住所の変更については同年7月1日

(5) 変更理由

設置者の代表者及び住所の変更のため

2 届出年月日

令和元年8月21日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第363号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

四万十市深木字中道山2478の2、2478の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第364号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡東洋町野根字松尾乙2801の1、乙2801の3、宇西池山乙2802のイ、宇仙助開乙2844のロ

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月13日

高知県教育長 伊藤 博明

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第17号を削り、同条第18号中「支援法第37条第2項」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この条において「支援法」という。）第37条第2項（支援法第58条の7第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第17号とし、同条第19号を同条第18号とし、同条第20号を同条第19号とし、同条に次の1号を加える。

(20) 支援法第58条の10第1項第2号の規定による特定子ども・子育て支援施設等の運営に係る認定に関すること。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。